

令和5年10月31日（火）

環境省有資格業者に対する指名停止措置について

環境省福島地方環境事務所は、鹿島・東急特定建設工事共同企業体及び同企業体構成員並びに有限会社青田興業に対して指名停止措置を行いました。詳細は別紙のとおりです。

【問合せ先】

環境省福島地方環境事務所
総務部経理課
直 通 024-573-7246
課 長 鶴田 慎二郎
課長補佐 百目木 康一

指名停止措置の概要

1 指名停止措置業者名及び住所

	指名停止措置業者名	住所
1	鹿島・東急特定建設工事共同企業体 代表者 鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂 1-3-1
2	鹿島建設株式会社	東京都港区元赤坂 1-3-1
3	東急建設株式会社	東京都渋谷区渋谷 1-16-14
4	有限会社青田興業	福島県双葉郡大熊町熊字滑津 532

2 指名停止措置期間

令和5年10月31日から
令和5年12月11日まで（6週間）

3 指名停止措置の範囲

福島地方環境事務所管内

4 事実概要

福島地方環境事務所が発注し、鹿島・東急特定建設工事共同企業体が受注した、令和4年度大熊町特定復興再生拠点区域被災建物等解体撤去等及び除染等工事（その6）において、当該工事により発生した廃棄物の一部が1次下請人作業員等により、指定の仮置場に運搬されず、不正に持ち出され換金されていたことについて、窃盗罪の疑いがあるとして、令和5年10月25日に作業員等4名が逮捕され同月27日に送致された。

5 指名停止措置理由

このことは、「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」（平成13年1月6日付け環境会第9号大臣官房会計課長通知）別表1第4号に該当する。

○「工事請負契約等に係る指名停止等措置要領」別表1（抜粋）

措置要件	期間
（契約違反） 4. 第2号に掲げる場合のほか、自発注工事の施工に当たり、契約に違反し、工事の請負契約の相手方として不適当であると認められるとき。	当該認定をした日から2週間以上4ヶ月以内